

議員提出議案第32号

脳脊髄液減少症の診断・治療の確立を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成22年12月15日

提出者

7 番	小 山 たつや	1 7 番	秋 家 聡 明
1 9 番	佐藤 ゆうだい	2 1 番	大 高 た く
2 4 番	池田 ひさよし	2 5 番	米 山 真 吾
2 7 番	小 用 進	3 1 番	三小田 准 一
3 2 番	中 村 しんご	3 3 番	荒 井 彰 一
3 4 番	牛 山 正	3 5 番	く ぼ 洋 子
3 6 番	倉 沢 よう次		

葛飾区議会議長 舟 坂 ちかお 殿

脳脊髄液減少症の診断・治療の確立を求める意見書

脳脊髄液減少症は、交通事故やスポーツ外傷等の身体への強い衝撃が原因で、脳脊髄液が漏れ、減少することによって引き起こされ、頭痛、めまい、耳鳴り、倦怠感等、多種多様な症状が複合的に現れるという特徴を有している。

今年4月、厚生労働省より、本症と診断される前の検査費用は保険適用との事務連絡が出された。これは本来、検査費用は保険適用であるはずのものが、地域によって対応が異なっていたため、それを是正するため出されたものである。このことは、患者にとり朗報であったが、本症の治療に有効であるブラッドパッチ(自家血硬膜外注入)療法については、いまだ保険適用されず、高額な医療費負担に患者及びその家族は、依然として厳しい環境におかれている。

平成19年度から開始された「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」事業は、症例数において中間目標100症例達成のため、本年度も事業を継続して行い、本年8月に、遂に中間目標数を達成した。今後は、収集した症例から基礎データをまとめ、診断基準を示すための作業を速やかに行うなどの必要な措置を実行すべきである。

よって、本区議会は国会及び政府に対し、脳脊髄液減少症の診断及び治療の確立を早期

に実現するよう、下記の事項について強く求めるものである。

記

- 1 「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」事業においては、症例数において中間目標の100症例が達成されたため、本年度中に脳脊髄液減少症の診断基準を定めること
 - 2 「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」事業においては、平成23年度に、ブラッドパッチ治療を含めた診療指針を策定し、ブラッドパッチ療法を脳脊髄液減少症の治療法として確立し、早期に保険適用とすること
 - 3 ブラッドパッチ療法等の脳脊髄液減少症の治療を、災害共済給付制度、労働者災害補償保険、自動車損害賠償責任保険の対象に、速やかに加えること
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。